

# 付添人体験記

— はじめての少年事件 —

高畑 侑紀 (70期) ●Yuki Takabatake

## 1 初めての付添人活動

平成30年10月中旬、弁護士会より、「少年に初回面会に行った男性弁護士がいたが、その少年が女性弁護士を希望している。面会に行って、担当可能か確認してもらえないか。」と電話がありました。

私はずっと少年事件を担当したいと考えていたので、貴重な機会だと思い、少年に会いに行きました。

少年は、児童自立支援施設で生活している中学校3年生の女の子でした。少年は、児童自立支援施設の規則を守らず、施設を抜け出し、ドラッグストアで万引きをしたことで保護され、将来窃盗の罪を犯すおそれがあるということで、ぐ犯事件として家裁送致されました。

最初の面会時には、少年は緊張しながらも話をしてくれ、私に「付添人になってほしい」とのことであったため、付添援助を受けて、付添人として活動することになりました。

少年と面会をしてすぐに、家庭裁判所の裁判官、調査官、付添人での話合いが行われました。

少年は、保護者とは何年も会っておらず、施設で生活することが決まっていたため、少年にとって現時点でどのような施設で生活するのが適切か慎重に検討する必要がありました。

初回の話合い時には、それぞれの立場で少年との面会を行い、少年の状況や気持ちについて適宜情報共有し、少年にとって一番良い処遇は何かについて考えていくことになりました。

## 2 裁判官、調査官、付添人での話合い

配点から約1週間後、調査官、付添人（私と社会福祉士の方）がそれぞれ少年に会いに行き、少年の様子について審判前に情報共有し合うための話合いが行われました。

少年に対する処遇については、「少年院送致」「児童自立支援施設」の2択があり、また、「強制的措置」を付けるか否か、付けるのであれば何日付けるかについて検討が必要でした。

私は、その話合いの前に少年に何度か面会しており、少年の今回の行為や少年の将来について話していました。

私は、少年が明るい性格で、かつ、何でも気さくに話してくれ、悪い印象がなかったこと、今回の行為について、少年なりに言い分はあるものの悪いことだとは思っていて、「こんなところに来るくらいならもうやらない。」等と述べていたことから、指導は必要ではあるものの、少年の非行はそれ程進んでいないという軽い見通しを持っていました。

もっとも、話合いにおいて、他の方の話を聞くことで、少年については、行為自体の悪質性が高いとはいえないものの、自身の行いについて内省が足りているとはいえず、しっかりと自分の行ったことを見つめる必要があるのではないかという意見が出ました。また、少年が大人に対し、相手によっては反発的な態度を取ることもあると知りました。

私は、ほかの方々の意見を聞き、もっと深く少年と話をする必要があったと感じました。

少年は、私に対しては大変気さくに話してくれていたため、少年の本音を聞きながら、少年の行為、少年の将来についてもう一度一緒に考えようと思いました。

## 3 少年との面会と少年の気持ちの変化

少年は、上記の話合い前の面会では、気さくに話しはしてくれるものの、将来のことを聞くと「分からない。」と投げやりな発言をす

ることもありました。

また、施設の規則を守らないことや物を盗むことについても、悪い事であるとは言いつつも、「大人が勝手に決めつける」「意見を聞いてくれない」と大人に対しての否定的な考えを述べ、自分の行ったことについて深く考えていないところもありました。

私は、調査官や付添人の方との話合いを通じて、少年ともしっかり自分の行為や将来について深く話をする必要があると考えたため、まず、少年自身の行った行為について、「悪いと思っている。」という点については、「どうして悪いと思うのか。」「どうして自分がその行為をしたのか。」ということ問いかけ、少年に自分でしっかり考えてもらえるよう促しました。

また、少年の将来についても、「将来どんな仕事につきたいのか」、「今興味があることは何なのか」について一緒に何度も話しました。

そうすると、少年は、今回の行為については、「最初から嫌いな人だと思って、反抗的な態度を取るのではなくて、一回話してみたらよかったかも。」等、少年なりに自分の行動について振り返るようになりました。

更に、万引き行為についても、犯罪であることを根気強く説明したことで、自分の行為は犯罪であることを自覚し、「誘われてやってしまうことが多いんだけど、どうやって断ればいいと思う？」等、自身の行動を変えるためにどうすればよいか考えを巡らせるようになりました。

少年は、自身の将来についても「美容師になりたい。」「高校に行きたい。」等、積極的な話をするようになりました。

私は少年と何度も面会しましたが、話をする度に、少年が自分のしたことや自分の将来について真剣に向き合うようになっていき、その気持ちの変化を強く感じました。

同時に、少年自身にとって自分のこれまでの行為や、将来について真剣に考える機会がとても大切であることを感じましたし、また、その機会を持ってもらうことへの難しさも痛感しました。

## 4 審判

審判においては、付添人として、少年自身で今回のことを振り返る機会を設けたことで内省も深まっていること、少年自身が自分の将来について積極的に考えるようになっていたことから、児童自立支援施設において少年を指導しつつ、強制的措置は不要であるとの意見を述べました。

少年は審判において、裁判官、調査官、付添人、それぞれからの質問にしっかりと答え、自分の行為や自分の将来についても真剣に考えて答えていました。

審判の結果は、児童自立支援施設送致で、強制的措置についても数十日間認めるというものでした。

もっとも、審判後に、調査官、付添人の方と少年について話したところ、最初に鑑別所でそれぞれが面会したときは明らかに様子が違い、少年が自分の行動や将来についてしっかりと考えられるようになったとの共通の意見を持っていました。

また、審判後に少年と面会をした際には、まっすぐこちらを見つめて、「高校に行って、美容師になれるように頑張ります。先生ありがとう。」と言ってくれました。

## 5 最後に

私は、今回初めて付添人活動を行いました。少年との接し方等、大変勉強になることが多くありました。また、目の前にいる少年のために何ができるかを考え、少年と一緒に少年の行為及び少年の将来について考えたことで、少しは少年が自身のことを考えるきっかけを作ることができたのかなと思っています。

今後も、目の前にいる少年と真摯に向き合うことを忘れず、付添人活動に取り組みたいと思います。

**■**